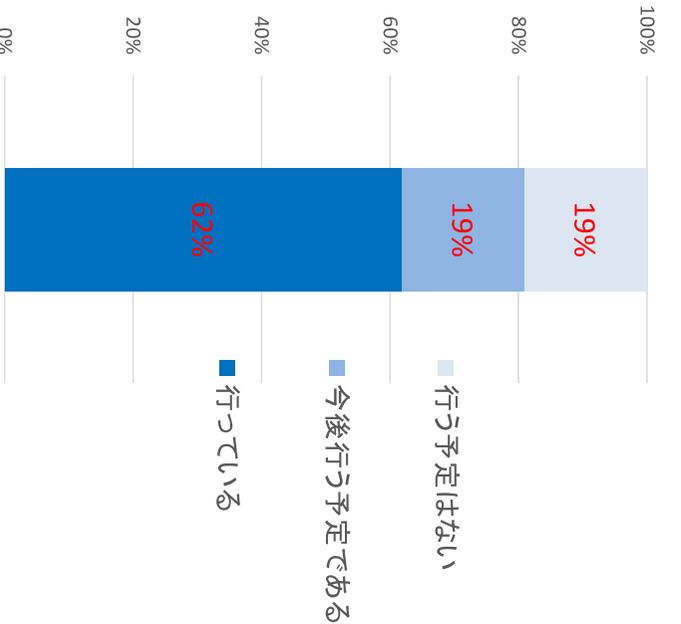


## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 契約金額変更の申出状況

- ▶ 「今後行う予定を含め、申出を行っている」割合は約80%。一方、約20%において「申出を行わず予定はない」と回答している。



※P13 下請から相談があった場合、発注者へ相談している(71%)。

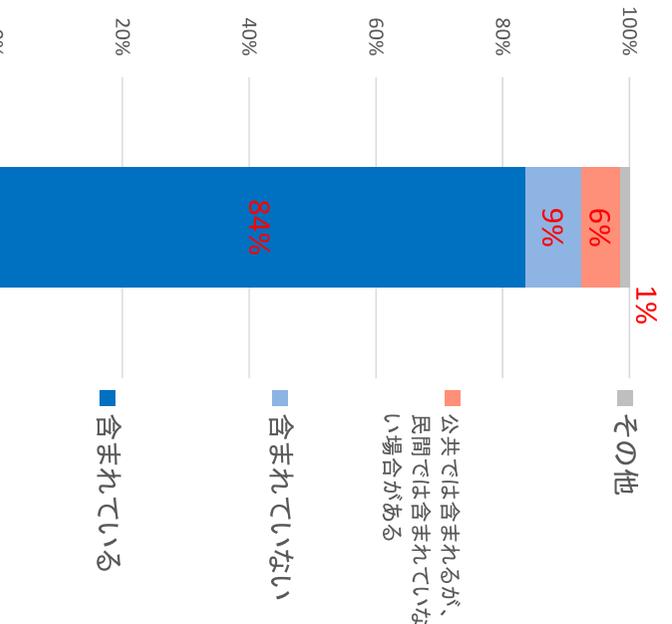
**申出を行う予定はないと回答した場合(19%)、その理由**

- ◆ 受注時に将来の物価上昇分も踏まえて受注金額を決定しているため、発注者の理解を得るのが難しいため。企業努力で収まらない場合は協議することもある。
- ◆ 契約条項には含まれているが、民間建築工事において当該条項による変更契約は通例として実施していないため。
- ◆ 当初契約の範囲内であれば行っていないため。ただし、追加が出れば、その時点の物価変動に応じた単価での変更を願うことはある。
- ◆ 建築工事は発注者と契約してから、鋼材関係もすぐに業者と契約してしまうので、(当社としては) あまり上昇の影響を受けにくいと思われるため。

## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 物価等の変動に基づく、契約変更条項の有無

- ▶ 約80%が「含まれている」状況だが、「公共では含まれるが、民間では含まれていない場合がある」(6%)といった、発注者の属性によっても異なる状況もみられた。



**含まれていないと回答した場合(9+6=15%)、その理由**

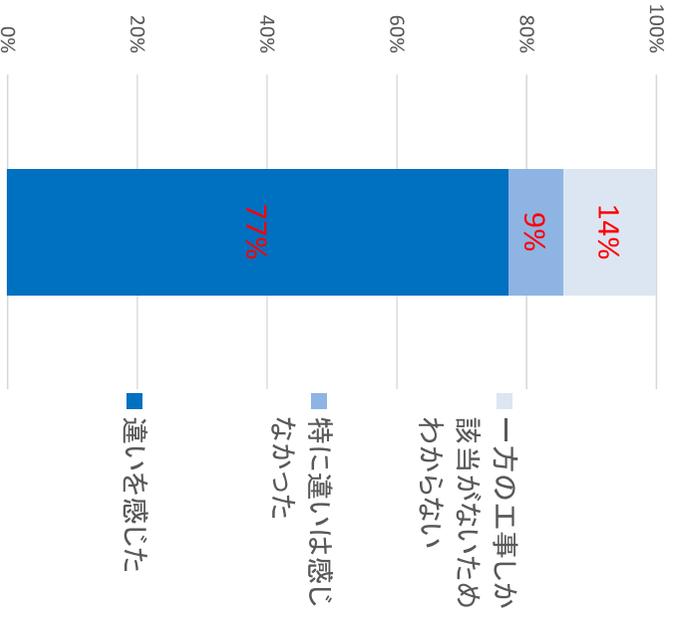
- ◆ 資材等は契約直前で資材業者から押さえるため、変動の影響を受けないため。
- ◆ 民間工事において含まれていない理由は、物価上昇について施主に説明しているが、受け入れてもらえず契約書に明記出来ない場合があるため。(公共工事では公共約款に物価変動に関する契約条項が含まれている)
- ◆ 民間工事に関しては、物価変動の条項を含め交渉しているが、顧客からの要望により物価変動の条項を削除せざるをえない状況もあるため。民間工事の2割程度は物価変動の条項を認めてもらえていない。

- ◆ 公共工事では契約書等にスライド条項を含むが、民間の発注者は「物価変動リスクは請負者負担」という考えが根深い傾向があり、見積り要綱等に見積提出後の物価上昇等による請負金の変更が認められず、質疑においても物価上昇に対する請負金の変更が否定されるケースが多い

## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 契約金額変更の申出に対する公共・民間の対応の違い

▶ 約80%が、公共と民間との対応の違いを感じている状況。



## 違いを感じた場合 (77%)、その詳細

- ◆ 公共工事では契約書等にスライド条項を含むが、民間の発注者は「物価変動リスクは請負者負担」という考えが根強い傾向があり、見積り要綱等に見積提出後の物価上昇等による請負金の変更が認められておらず、質疑においても物価上昇に対する請負代金の変更が否定されるケースが多い。
- ◆ 民間工事であれば、事業収支ありきで工事を発注しているため、契約当初にない、物価上昇分について認めてもらえない場合が多い。
- ◆ 民間は厳しい。「請け負ったんだから請負人の責任でしょ、契約条項にもあるでしょ」の一点張りである。
- ◆ 公共工事では、〇%の物価上昇分、工種毎に物価上昇分を見れる、見れない等の基準が明確にあるため、交渉は厳しいと考えている。逆に、民間工事では資料を示せば、価格交渉の余地はあると考えている。いずれにしろ、公共工事・民間工事と特徴を踏まえた交渉が必要と考えている。

## 調査結果 (受発注者間)

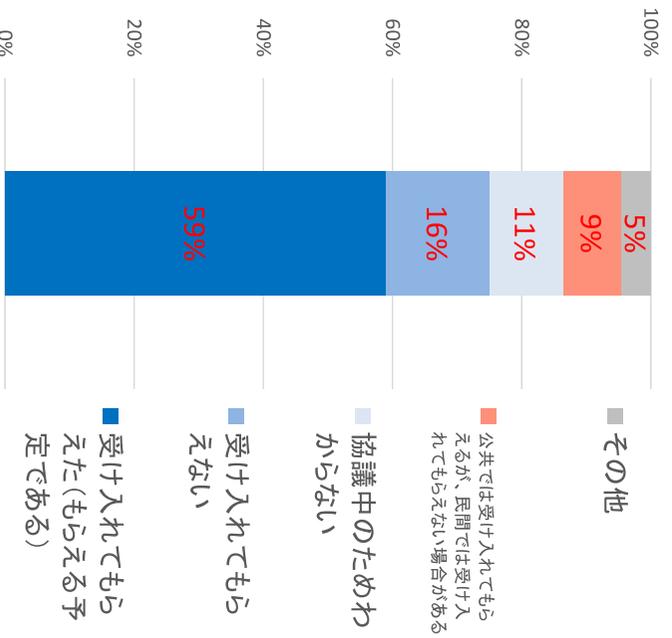
## ■ 契約金額変更申出の発注者受入状況

▶ 約60%が「受け入れてもらえている」状況である一方、「受け入れてもらえない」(16%)、又は、「民間では受け入れてもらえない場合がある」(9%)とした回答は、合計で25%確認された。

※P12 元下間は、82%  
が変更契約を実施

## 申出を受け入れてもらえない場合(16+9=25%)、その理由

- ◆ 客先の予算枠の都合による。 (ほぼ認めて貰えない。
- ◆ 発注者と協議をしたが、理解をいただけなかったため。
- ◆ 発注者も理解は示されることはあるが、実際に請負契約の變更に至るケースは少ない状況。
- ◆ 予算やコストなどによる。なお、物価変動でなく、工期に起因するコストについては、元請たる自社が一旦負担し、その後施主と交渉して交渉不成立ならそのまま弊社負担しており、下請への転嫁はしていない。
- ◆ 民間工事では、営業と客先の関係が良好の場合は、協議をすることがある。

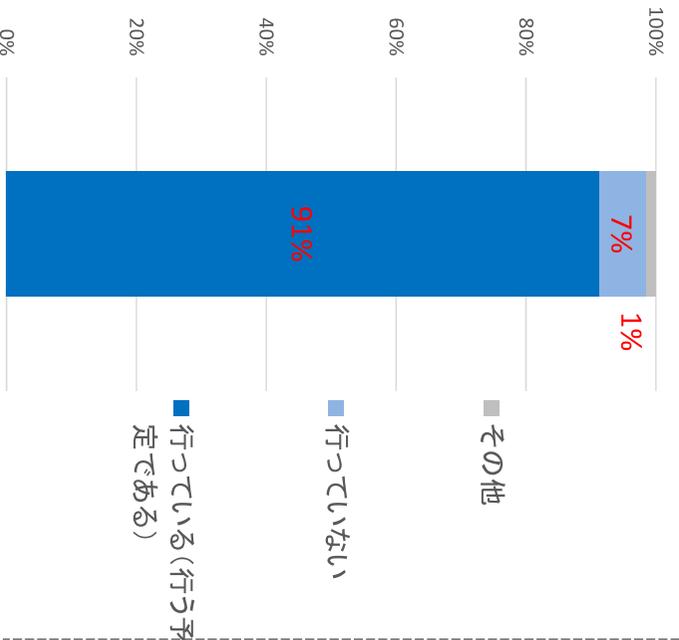


## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 受注に際し、価格高騰を考慮した積算状況

(影響を考慮した見積を発注者に提示しているか。発注者には資材や原油の価格高騰により外注費が高くなっていることを説明しているか。)

▶ 約90%が発注者に対して、価格高騰による影響を考慮した積算を実施している。



## 行っていない場合 (7%)、その詳細

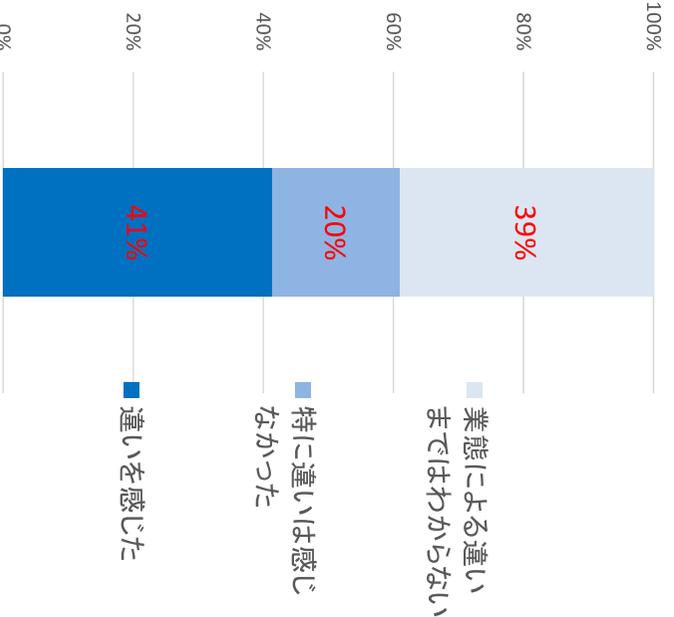
- ◆ この先どこまで物価が上昇するか分からない中で、工事の受注することを考えると、**将来的な物価上昇分を含んだ積算をする事は難しい**ため。
- ◆ 施工時期を見据えて協力業者と工事単価について協議を行っているが、**将来の動向を予測するのは困難**なため、現況工事価格とするケースがほとんどである。なお、見積条件では**見積有効期限を1.0か月とし、物価変動については協議事項として明記**してある。
- ◆ **入札案件は価格高騰を見込んで積算をすると負けてしまう**。高騰分の回収は変更時の**協議**でどこまで認めもらえるか**に掛かってくる**。
- ◆ **実勢単価で積算**しているため、そういった積算は行っていない。

8

## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 契約金額変更の申出に対する民間発注者の業態による対応の違い

▶ 約40%が「違いを感じている」が、同じく約40%が「業態による違いはわからない」と回答。



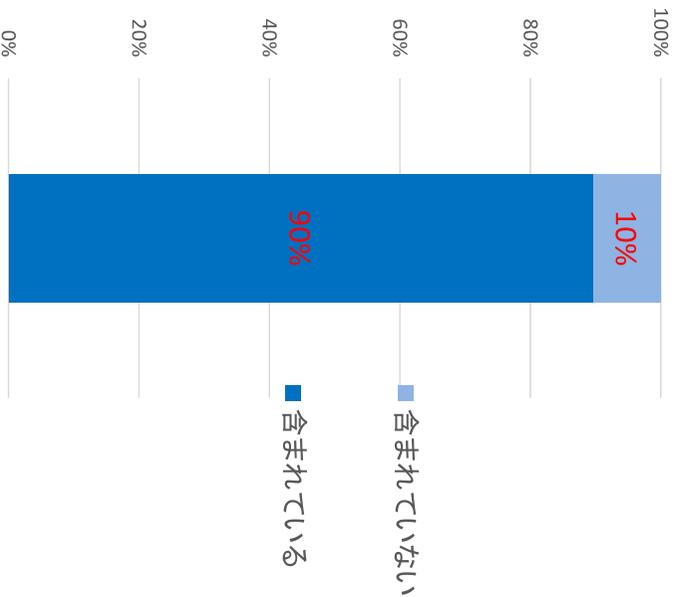
## 違いを感じた場合 (41%)、その詳細

- ◆ 受注条件により違いがある。プロポは変更無しとなっていることも。**客先の無理を聞いて努力した過程があれば、認めてもらえたりする**。
- ◆ 業種というより、**個人では難しく、法人企業の顧客の方が変更に応じてもらえることが多い**。
- ◆ 民間では更にハードルが高い。変更契約で**考慮してもらえない場合はあるが、単純に物価上昇だけでは対応してもらえない**。鉄筋に関しては1年で3万円も上がっているので、どうにもならない。**デベロッパーは極めてシビア**である。外資系では**特に厳しい**と聞く。
- ◆ 民間会社との契約では、民間七会契約書を使用する事が多いが、**片務的な契約内容**を押しつけてくる**会社が増えている**。

## 調査結果 (元下間)

## ■ 物価等の変動に基づく、契約変更条項の有無

▶ 90%が、下請業者との請負契約書に物価等の変動に基づく、契約変更条項が含まれている状況。


**含まれていない場合 (10%)、その理由**

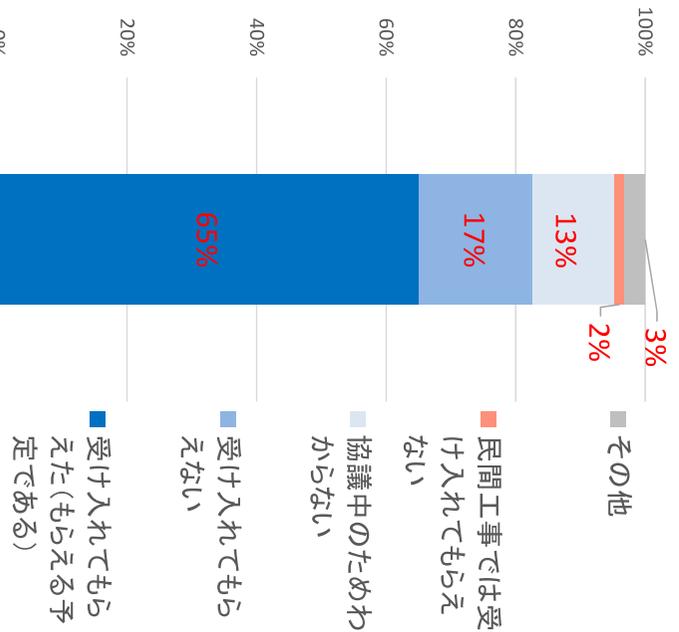
- ◆これまで議論になったことはないので、また、下請とは契約直前の物価変動を反映した価格で契約するので、資材業者とも下請はその時点で資材をpushするのでその後の変動による価格上昇を受けない。なお、追加で発生した分については、適時物価変動に応じた単価で変更契約を締結することとしている。
- ◆資材は提供するので、下請にはそこまで物価変動による影響はない。
- ◆条項には含まれていないが、その都度協議して、必要があれば追加・変更契約により対応しているため。
- ◆見積書には有効期限があり、その期間内はその単価という考えであるため。

10

## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 価格高騰を考慮した積算や説明の発注者受入状況

▶ 65%が、価格高騰による影響を考慮した積算や説明を受け入れてもらっている状況。


**受け入れてもらえない場合(17+2=19%)、その理由**

- ◆当社はマンション事業が主力で、殆どの物件発注者が民間企業であり、発注者の事業計画もあり、物価変動による価格転嫁を発注者に求めることが困難なため。
- ◆施主が不動産関連会社だと実行予算が決まっているため現状は厳しい。価格上昇で持って行くなら、下がったときは下げても良いですかと言われることもある。
- ◆令和に入ってから、鉄鋼や木材の高騰により、昨年参考で出した見積もりよりも高額になることがあり、発注者側の想定額を超えてくるため。
- ◆国からインフレライドを発出して頂きたい。

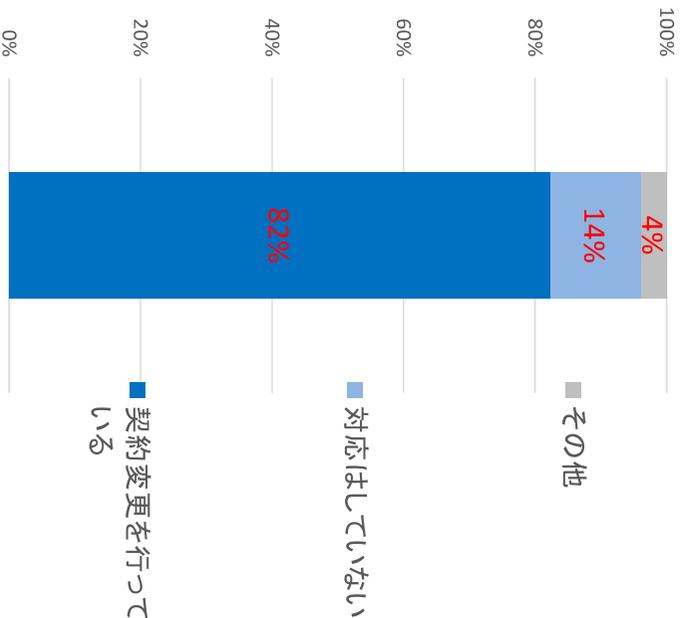
22

9

## 調査結果 (元下間)

## ■ 価格高騰の相談に対する受入状況

- ▶ 約80%が、価格高騰による影響を考慮した契約変更を行っている状況。



※P5 受発注者間は、25%が変更を受け入れてもらえない。

## 契約変更を行っている場合 (82%)、変更契約の時点

- ◆ 下請業者と協議して、単価上昇が妥当であると認められた時点。
- ◆ 相談があり、主張や数量に合理的な根拠が確認された後。
- ◆ 下請業者との清算時。
- ◆ 下請業者から変更を求められた場合や申し出を受けた時点。

## 申出を断っている場合 (14%)、その理由

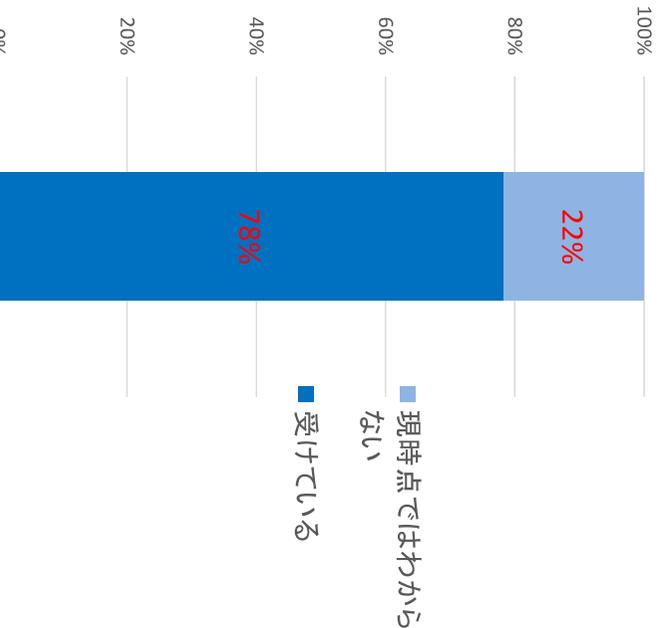
- ◆ 民間の場合、発注者に対して資材価格高騰による契約変更の申し出を行いつらい雰囲気があり変更できないため、下請の申し出に応えられないため。程度によるが、自社の利益を削ってでも下請の要望に応えることもある。
- ◆ 下請業者は、契約した時点で資材の仕入れをするので、問題ないと考えているため。

12

## 調査結果 (元下間)

## ■ 価格高騰の相談受付状況

- ▶ 約80%が、下請業者から価格高騰に関する相談を受けている状況。



## 相談を受けている場合 (78%)、相談の多い業種

- ◆ 鉄筋、型枠、とび・土工、コンクリート関係などの躯体関係。
- ◆ 鉄筋材、鉄骨材、軽量間仕切材、ガラス。
- ◆ 内装系が、鉄・シール材・木材等の資材を多く使うため相談が多い。
- ◆ 大工からはベニヤの価格が1年間で1.5倍になったとの相談があった。ガソリン代の値上げも、工事価格に反映し蹴れないとの相談がある。
- ◆ 鉄骨工事や屋根・壁工事、金属工事など鋼材を扱う業種 (鉄鋼メーカー値上げのため) や、ガラス、軽鉄ボード、舗装、ウレタン、組積木工事など多くの職種にわたっている。

11

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。

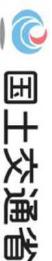


TEL.  **0570-004976**  
マル マル ヨ ク ナ ロウ  
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00-12:00** **13:30-17:00**  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省  
不動産・建設経済局 建設業課

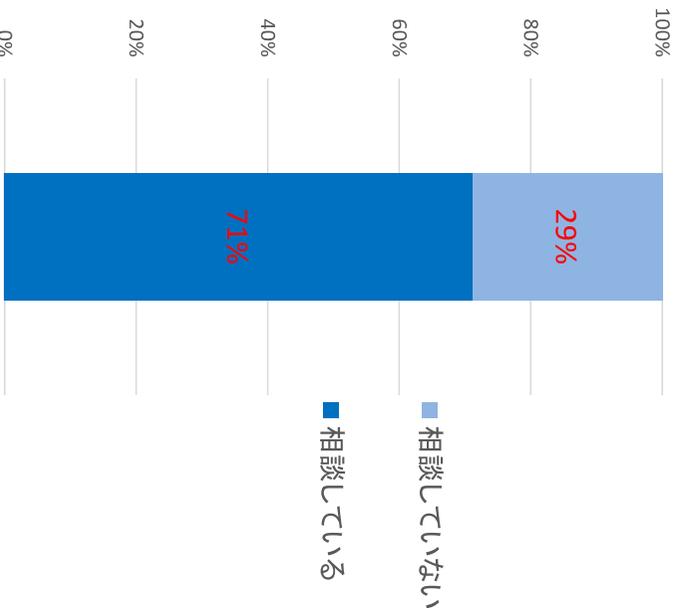
## 令和3年度 資材や原油の価格高騰による影響確認に係るヒアリング調査



### 調査結果 (元下間)

#### ■ 下請業者から申出があった場合の発注者への相談の有無

▶ 約70%が、下請業者から申出があった場合には発注者へ相談をしている状況



#### ※P4 受発注者間には、約80%が申出する(予定を含む)。

下請業者から申出があった場合でも、発注者への **相談していない場合 (29%)**、その理由

- ◆ **発注者から** 「当初契約からの **単価変更なしで施工してほしい**」との要望が出されたため。
- ◆ 発注者に申入れをしても **変更協議は困難**なため。民間の場合、発注者に対して資材価格高騰による **契約変更の申し出を行いつらい雰囲気**がある。公共の場合は **申し出を行っている**。
- ◆ **着工直前に見直して**おり、下請負人との契約時点では価格上昇の **影響は少ない**ため。

# 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

## 品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

<例えば・・・>

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに・・・

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



## 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

<法令違反のおそれがある情報の例>

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。



## 社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

## 価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

## その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合がありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: [hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

<品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください>

品確法・運用指針: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

公共工事設計労務単価: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

社会保険加入対策: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当部長  
(上記、各地方整備局経由)  
市町村下水道担当部長・課長  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業課長  
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道部  
下水道企画課  
管理企画指導室企画専門官  
下水道事業課  
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO. 245 について  
(令和3年度とりまとめ)

### 1. 人身事故

#### (1) 維持管理作業

令和4年3月は4件(死亡:0件、負傷:4件)の事故報告があり、令和3年度の合計は39件(死亡:1件、負傷38件)となりました。令和2年度の合計45件(死亡:2件、負傷43件)と比べると6件の減少となっています。

3月の主な負傷事故として、委託先作業員が最終沈殿池の点検のため、水抜きに使用する可搬型の陸上ポンプを台車に乗せて運搬していたところ、経路上にあるスロープを乗り越える際に台車のバランスが崩れ、台車に添えていた指先が台車とスロープに挟まれ、指の一部を切断したという事故が発生しました。

また、令和3年度に発生した1件の死亡事故は、終末処理場の上部利用施設の植栽管理作業中に委託先作業員が樹脂製トップライトから直下の最終沈殿池底部に墜落したことによるものです。下水道管理者においては、トップライトなど処理場内の危険箇所を把握し、作業員への注意喚起や防護柵等による立入禁止措置を講じるなど適切な措置を実施いただくようお願いいたします。

#### (2) 工事

令和4年3月は4件(死亡:0件、負傷:4件)の事故報告があり、令和3年度の合計は89件(死亡:6件、負傷:83件)となりました。令和2年度の合計111件(死亡:7件、負傷104件)と比べると22件の減少となっています。

3月の主な負傷事故として、バックホウで舗装殻を撤去し、ダンプトラックに積込む作業をしていたところ、補助作業に従事していた作業員がバケットから落ちた舗装殻を拾い上げようとして、バックホウとダンプトラックの間に移動した際、バックホウの運転手が作業員に気付かずに発進したため、作業員の足がバックホウのキャタピラの下の敷きになり、足を骨折する事故が発生しました。

また、令和3年度に発生した6件の死亡事故の内訳は、墜落・転落が1件、はさまれ・巻き込まれが2件、土砂崩壊が1件、おぼれが1件、作業車両の横転が1件

です。下水道管理者においては、引き続き、受注者を通じて下請業者に対しても、誘導員や監視者の適切な配置、墜落制止用器具（安全帯）の確実な使用や開口部における転落防止措置、作業手順に基づくKY活動の実施など、安全管理に努めるよう指導していただくとともに、安全パトロールの継続的な実施により、受注者の安全管理に対する意識改革を促進し、下水道工事現場における事故の未然防止をお願いします。

## 2. 水質事故等

令和4年3月は2件（水質事故：2件、その他案件：0件）の事故報告があり、令和3年度の合計は38件（水質事故：32件、その他案件：6件）となりました。令和2年度の合計50件（水質事故：40件、その他案件10件）と比べると12件の減少となっています。

3月の主な水質事故として、民間企業の施設においてボイラー設備で使用している重油が、作業員のミスにより排出管を通じて、汚水管に流入する事案が発生しました。

## 3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

下水道管理者におかれましては、引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保安全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用して頂き、事故の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

HP：[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd\\_sewerage\\_tk\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用していただきますようお願いいたします。

HP：[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SAI\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx)

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故担当）  
加藤：katou-k8318@mlit.go.jp  
TEL:03-5253-8428（直通） FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事故担当）  
工内：kunouchi-y2n4@mlit.go.jp  
杉山：sugiyama-r29s@mlit.go.jp  
TEL:03-5253-8431（直通） FAX:03-5253-1597

## 令和3年度

# 下水道に関する人身事故発生状況について

（令和4年3月末時点）

## 1. 総括

## 2. 維持管理作業

## 3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

2.人身事故発生状況(維持管理作業)

(令和4年3月末時点)

1.人身事故発生状況(総括)

(令和4年3月末時点)

令和3年度 (単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)
	2. 負傷事故	4	1	4	1	8	1	3	2	7	2	1	4	38
		(4)	(2)	(2)	(5)	(5)	(2)	(2)	(3)	(5)	(5)	(4)	(4)	(43)
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7	2	1	4	39
	(4)	(2)	(2)	(5)	(5)	(2)	(3)	(3)	(5)	(6)	(4)	(4)	(45)	
	累計	4	5	9	10	18	19	23	25	32	34	35	39	-
		(4)	(6)	(8)	(13)	(18)	(20)	(23)	(26)	(31)	(37)	(41)	(45)	-
27 工事	1. 死亡事故	0	0	1	0	1	0	1	1	0	2	0	0	6
		(2)	(1)	(0)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(7)
	2. 負傷事故	8	5	5	1	6	13	6	8	10	9	8	4	83
		(0)	(4)	(5)	(8)	(9)	(10)	(9)	(14)	(15)	(10)	(14)	(6)	(104)
	合計	8	5	6	1	7	13	7	9	10	11	8	4	89
	(2)	(5)	(5)	(9)	(11)	(10)	(9)	(14)	(15)	(10)	(14)	(7)	(111)	
	累計	8	13	19	20	27	40	47	56	66	77	85	89	-
		(2)	(7)	(12)	(21)	(32)	(42)	(51)	(65)	(80)	(90)	(104)	(111)	-
合計	1. 死亡事故	0	0	1	0	1	0	2	1	0	2	0	0	7
		(2)	(1)	(0)	(1)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(9)
	2. 負傷事故	12	6	9	2	14	14	9	10	17	11	9	8	121
		(4)	(6)	(7)	(13)	(14)	(12)	(11)	(17)	(20)	(15)	(18)	(10)	(147)
	合計	12	6	10	2	15	14	11	11	17	13	9	8	128
	(6)	(7)	(7)	(14)	(16)	(12)	(12)	(17)	(20)	(16)	(18)	(11)	(156)	
	累計	12	18	28	30	45	59	70	81	98	111	120	128	-
		(6)	(13)	(20)	(34)	(50)	(62)	(74)	(91)	(111)	(127)	(145)	(156)	-

※下段()書きは前年度(令和2年度)の値  
 ※国土交通省へ報告のあった事故について集計

令和3年度 (単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計
事業主体	1. 都道府県	1	0	1	0	3	0	1	1	3	0	0	0	10	12
	2. 政令市	2	0	1	1	2	1	2	1	2	0	0	1	13	9
	3. 一般市	0	1	2	0	3	0	1	0	1	2	1	3	14	22
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7	2	1	4	39	45
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	2. マンホール	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	4	6
	3. 処理場	2	1	4	0	6	0	3	2	1	1	1	4	25	24
	4. ポンプ場	0	0	0	1	1	0	0	0	3	1	0	0	6	8
	5. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	5
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7	2	1	4	39	45
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
負傷事故	4	1	4	1	8	1	3	2	7	2	1	4	38	43	
1. 墜落・転落	1	1	1	0	1	1	0	0	2	0	1	1	9	16	
2. はさまれ・巻き込まれ	1	0	1	1	3	0	1	2	1	1	0	1	12	12	
3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	
4. 切れ・こすれ	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	5	1	
5. 転倒	1	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	5	3	
6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	
13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14. その他	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4	4	
合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7	2	1	4	39	45	
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	3
	①死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②負傷	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	3
	2. 委託先業者	3	1	4	1	8	1	3	2	6	2	1	4	36	47
	①死亡	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3
	②負傷	3	1	4	1	8	1	2	2	6	2	1	4	35	44
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	①死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	8	2	1	4	40	52
累計	4	5	9	10	18	19	23	25	33	35	36	40	-	-	

令和2年度 (単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	6	4	4	47
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	合計	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	4	52
累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	52	-	

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和4年3月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
3月										
1	R4.3.1	2.政令市	処理場	②負傷事故	④切れ・こすれ	<p>◆作業員等に対する再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回転体作業には解放ボタン手袋等の滑り止め付き手袋の使用禁止、高圧線の使用を徹底するとともに保護手袋の選定及び電動工具による巻き込まれ災害について、安全教育を行う。</li> <li>・電動ドリルの安全作業標準書を作成し、正しい使用方法を周知徹底する。</li> <li>・電動工具について、用途外の使用禁止を再徹底する。</li> <li>・計画的な作業内容立案するとともに、作業内容変更時は作業を中止する社内ルールを再度教育・徹底する。</li> </ul> <p>◆管理上の再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時作業においても、「安全・作業指示書 危険予知活動記録表」を用いた4R KYKを実施したうえで作業を行うことを徹底する。</li> <li>・今回の【スラグ冷却循環ポンプ吐出配管閉塞除去作業】に対する安全作業標準書を作成し、閉塞除去にはホースの水圧で固着を溶解・洗浄することを徹底する。(チェーンブリーナー等の専用器具の使用も検討)</li> </ul> <p>◆機器・機材等に対する再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランジ接合が少ない場合はホースの水圧による洗浄を行う。</li> <li>・電動ドリルの安全作業標準書を作成し、正しい使用方法を周知徹底する。</li> </ul>	委託先業者	58	男	左手人差指先端部切断及び左手薬指第1関節骨折
2	R4.3.8	3.一般市	処理場	②負傷事故	④切れ・こすれ	<p>(ソフト面)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重量物全般的の運搬に関する安全教育の実施</li> <li>・新規配属者の安全教育資料の見直し</li> <li>・洗浄用ポンプ運搬作業手順書制定</li> </ul> <p>(ハード面)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所を通る運搬機会を無くすよう洗浄用ポンプの増台(追加購入)</li> <li>・運搬作業の安定化のため台車のタイヤを衝撃吸収タイプへ改良</li> </ul>	委託先業者	38	男	左手中指先端部切断(約1cm)
3	R4.3.8	3.一般市	処理場	②負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	<p>維持管理車両(小型貨物車・最大積載量1t)の塗装作業準備中に、作業員が車両の窓を開けようとして、車の鍵を操作(アクセラレーター)を踏んでしまったため、車両がノッキングしながら前進。車両の前で照明器具の設置作業をしていた作業員が、車両と壁の間に挟まれる事故となった。</p>	委託先業者	63	男	骨盤亀裂骨折、左足趾の亀裂骨折
4	R4.3.11	3.一般市	処理場	②負傷事故	①墜落・転落	<p>場内樹木剪定作業において、保護帽を着用し、脚立(1.5m)の段目に足を掛け、手持ち鋸で作業中にバランスを崩し枝につかまったところ、枝が折れてそのまま仰向けに落下し、背中(左側付近)を強打した。</p> <p>・作業マニュアルの安全面を再考し追加事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全教育の見直しと徹底 <li>・作業開始前に安全ミーティングを実施 <li>・安全の基本である指差し確認、声掛けを行い安全確認しながら作業確認 <li>・危険予知、ヒヤリハットを定期的に行う。</li> </li></li></li></ul>	委託先業者	60	男	肋骨4本骨折(全治1か月)

■ : 死亡事故 □ : 負傷事故 ○ : 物損事故

3. 事故発生状況(工事)

(令和4年3月末時点)

(令和3年度)

(単位:件)

事業主体	事故類型	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計	
		1.都道府県	0	1	1	1	2	2	1	0	1	0	0	0	1	10
2.政令市	6	3	4	4	9	9	3	0	1	3	4	1	4	47	60	
3.一般市	4	2	2	0	2	7	3	11	8	10	6	2	5	71	71	
4.町村	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	5	11	
5.その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	
計	10	6	9	5	13	18	8	11	11	14	10	5	120	149		
工事分類	1.管きよ閉削	6	2	8	4	7	12	6	6	7	9	6	1	74	93	
	2.管きよ推進	1	2	0	0	0	2	0	2	1	1	1	1	11	19	
	3.管きよシールド	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	
	4.管きよその他	2	1	1	0	1	0	1	2	1	2	0	1	12	10	
	5.処土木建築	1	1	0	0	2	1	0	0	1	1	2	1	10	15	
	6.処ボ機械電気	0	0	0	0	1	3	1	0	0	1	1	0	7	8	
	7.処ボその他	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	5	2	
	計	10	6	9	5	13	18	8	11	11	14	10	5	120	149	
	事故類型	死亡事故	0	0	1	0	1	0	1	1	0	2	0	0	6	7
		1.墜落・転落	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		2.はさまれ・巻き込まれ	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1
		3.飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4.切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5.転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6.激突		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7.土砂崩壊		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	
8.交通事故		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9.感電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10.おぼれ		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
11.火災・爆発		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12-1.公衆災害(人身)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
13.作業車両の横転		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
14.その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
負傷事故	8	5	5	1	6	13	6	8	10	9	8	4	83	104		
1.墜落・転落	0	0	0	1	0	3	0	0	1	2	0	0	7	18		
2.はさまれ・巻き込まれ	3	4	2	0	1	4	3	0	5	3	3	2	30	29		
3.飛来・落下	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	7		
4.切れ・こすれ	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	4		
5.転倒	1	1	0	0	1	0	0	2	3	2	1	1	12	4		
6.激突	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	13		
7.土砂崩壊	1	0	0	0	1	1	0	1	0	2	1	0	7	9		
8.交通事故	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	2		
9.感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
10.おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11.火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
12-1.公衆災害(人身)	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0	1	0	7	14		
13.作業車両の横転	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
14.その他	1	0	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	7	3		
物損事故	2	1	3	4	6	5	1	2	1	3	2	1	31	38		
12-2.公衆災害(物損)	2	1	3	4	6	5	1	2	1	3	2	1	31	38		
計	10	6	9	5	13	18	8	11	11	14	10	5	120	149		
被災者数(人)	死亡	0	0	1	0	1	0	1	1	0	2	0	0	6	7	
	負傷	8	5	5	1	6	13	6	8	10	9	8	4	83	109	
	合計	8	5	6	1	7	13	7	9	10	11	8	4	89	116	
累計	8	13	19	20	27	40	47	56	66	77	85	89	-	-		

○令和2年度に国土交通省へ報告のあった被災者数

被災者数(人)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7
負傷	0	7	5	7	9	11	9	14	18	10	14	5	109
合計	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	116
累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	116	-

事故情報データベース(工事)

令和4年3月末時点

NO.	発生日	事業			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業				年齢	性別	被害状況
<b>3月</b>										
1	R4.3.2	1.都道府県	7.処分その他	その他	機器搬入時の車上確認で、監視技術者兼現場代理人が、トラックの荷台から降りようとした際、用意していた踏み台から足を踏み外し転倒し負傷した。昇降用の踏み台(0.57m)を用意していたが、荷台から降りる時、被災者は塗装膜厚計と書類を持ち両手が塞がった状態であったこと、トラックの荷台(約10m)と踏み台の落差が0.43mと大きかったため目測を誤ったことから被災した。	現場内	5.転倒	30	男	左リスフラン関節脱臼骨折
2	R4.3.5	3.一般市	4.管きよその他	その他	バックホウ(0.45m <sup>3</sup> )にて撤去した既設の舗装機をダンプトラック(4t)に積込していた際に、補助作業に従事していた作業員がバケットからこぼれた舗装機を拾い上げようとして、バックホウとダンプトラックの間に移動したところ、バックホウの運転手が作業員に気づかず発進してしまい、作業員の足がキャタビラの下敷きとなり、被災した。事故発生当時、作業員は保護具(安全靴)を身に着けていなかった。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	66	男	左足(膝下)複雑骨折、右足剥離骨折
3	R4.3.8	3.一般市	5.処分土木建築	型枠組立	足場上で型枠を単管パイプで固定していく作業を三人で行っていた。(被災者は単管パイプを足場上にいるもう一人の作業員に渡す作業を行っていた。足場上の二人の作業員は受け取った単管パイプを型枠に取り付け、固定する作業を行っていた。)被災者は単管パイプを持ち、足場上の作業員に渡すため待機をしていた。その際に、型枠に仮止めしていた単管パイプが落下し被災した。	現場内	3.飛来・落下	60	男	背骨骨折
4	R4.3.10	4.町村	2.管きよ推進	片付け作業	バックホウ(スライド式アーム)のバケットに立坑内の残材を入れていた。被災者はその作業場所、右手は残材、左手はバックホウのバケット付近のアームに手を置いて作業をしていた。その際、バックホウオペレーターがスライド式アームを完全に収納できていないことに気づいたため、アーム付近に被災者の手が置いてあることを見落としたまま、アームをスライドしたところ、左中指が挟まり、被災した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	35	男	左中指指断
5	R4.3.28	2.政令市	1.管きよ開削	掘削作業	下水道管の布設替えに伴う管布設時、他企業埋設管の上に既設路盤塊が落下し、ガス供給管(φ30mm、供給者なしの残留管)を破損した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス供給管(φ30mm)

■ :死亡事故   
  :負傷事故   
  :物損事故

令和3年度

下水道に関する水質事故等発生状況について

(令和4年3月末時点)

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

NO.	発生年月日	事故情報		状況分類		事故概要・対応		
		事業主体	発生施設	事故類型	項目有数 / 標準対照年数	損害・故障の発生状況	事故概要	事故への対応
1	R4.3.5	3一般市	その他	水質事故	4雨水管からの悪質下水の流出	13/50	新用年数以内	<p>応急対応として、雨水管を通じて重油が流出しないように雨水管から河川への流入部へオイルフェンスを設置し、雨水管にオイルマットを設置するとともに、河川における重油の下流への拡散を防止するためのオイルマットによる吸着除去を実施した。</p> <p>また、今後の再発防止対策として原因事業者に対してボイラー等施設及び重油等の取り扱いについて適切な管理を実施するよう改善指導を実施した。</p>
2	R4.3.6	3一般市	その他	水質事故	2悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合)	-	-	<p>応急対応として、排水溝及び人孔にオイルマットを設置するとともに、処理場内における放流地への流入経路へオイルフェンスを設置し吸着除去を実施した。</p> <p>また、今後の再発防止対策として原因事業者に対し、ボイラー設備等の運転操作及び危険物取扱いに係る改善指導を行うとともに、他の事業者に対しても注意喚起を行うこととする。</p>

水質事故等発生状況  
(令和4年3月末時点)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)	2 (2)	2 (5)	38 (50)
累計	2 (9)	5 (12)	6 (18)	8 (21)	13 (26)	19 (28)	26 (30)	28 (35)	32 (38)	34 (43)	36 (45)	38 (50)	-

[内訳]

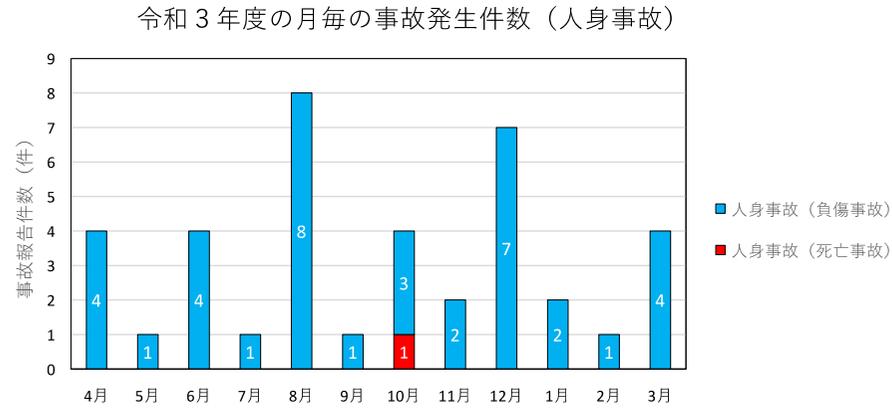
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (2)	2 (2)	1 (0)	2 (1)	1 (3)	0 (2)	0 (1)	8 (15)
2. 政令市	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (3)	0 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	11 (8)
3. 一般市	2 (6)	1 (2)	1 (4)	1 (1)	2 (4)	3 (0)	2 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	2 (4)	18 (24)
4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (3)	4 (5)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)	2 (2)	2 (5)	38 (50)
1. 管渠	2 (5)	1 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (1)	2 (1)	1 (2)	1 (0)	0 (2)	15 (15)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	7 (10)
3. 処理場	0 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	2 (1)	2 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (2)	8 (14)
4. ホンゾ場	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	4 (5)
5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	4 (6)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)	2 (2)	2 (5)	38 (50)
1. 下水道管理者(委託先含む)	0 (3)	1 (3)	0 (5)	0 (2)	2 (1)	1 (1)	3 (2)	0 (4)	3 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	10 (25)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	10 (7)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	2 (1)	2 (2)	4 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (1)	2 (5)	2 (0)	0 (3)	18 (18)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)	2 (2)	2 (5)	38 (50)
原因者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1. 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (3)
2. 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (3)
3. 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	5 (7)
4. 雨水管からの悪質下水の流出	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6 (5)
5. 下水道施設からの下水等の流出	1 (5)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	3 (1)	1 (1)	3 (1)	0 (2)	3 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (2)	16 (22)
6. その他事故(①~⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	3 (1)
水質事故 合計	2 (9)	1 (2)	1 (4)	2 (2)	5 (4)	4 (2)	6 (2)	1 (3)	4 (2)	2 (4)	2 (1)	2 (5)	32 (40)
その他案件	0 (0)	2 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	6 (10)
水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)	2 (2)	2 (5)	38 (50)
① 耐用年数経過	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)
② 耐用年数以内	1 (0)	2 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (1)	3 (0)	0 (1)	1 (2)	1 (3)	2 (0)	1 (1)	15 (13)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	1 (0)	2 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	4 (1)	4 (2)	0 (3)	2 (2)	1 (3)	2 (0)	1 (1)	18 (18)

(単位:件)

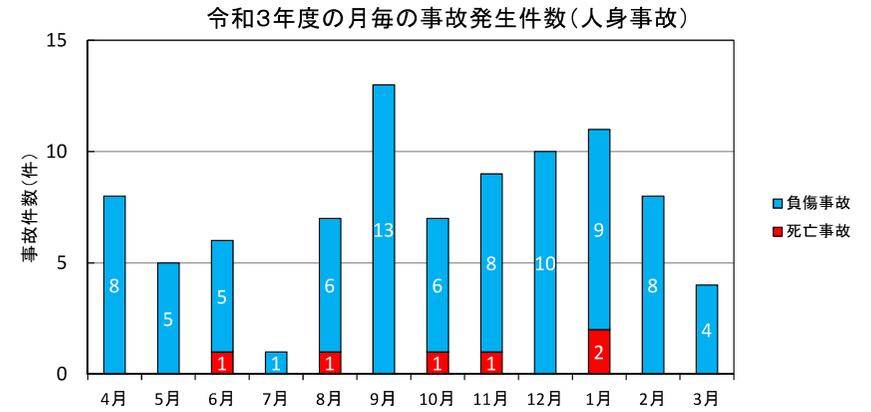
(単位:件)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷等の設備の故障によるものを集計  
※( )書きは、前年度(令和3年度)の値  
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

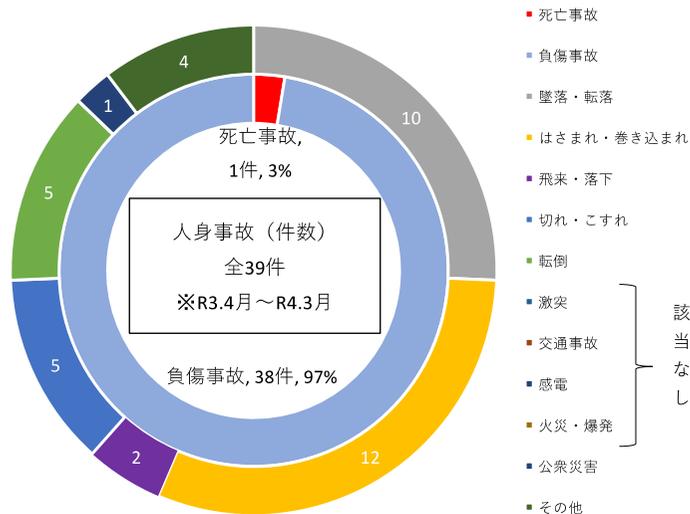
○令和3年度に国土交通省へ報告のあった維持管理事故件数(人身事故)



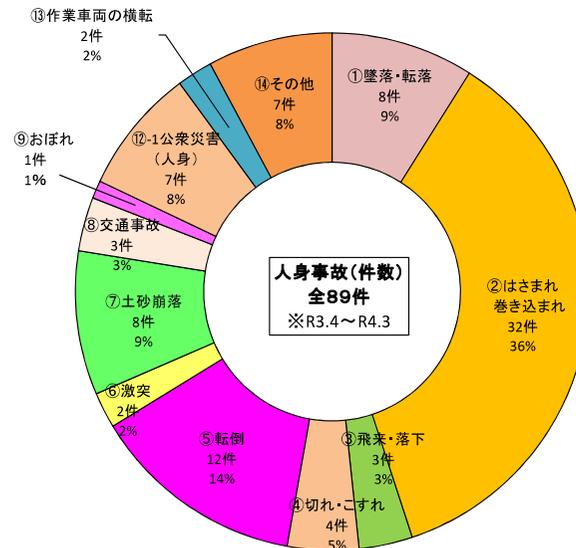
○令和3年度に国土交通省へ報告のあった工事事故件数(人身事故)



○発生事故要因別事故件数

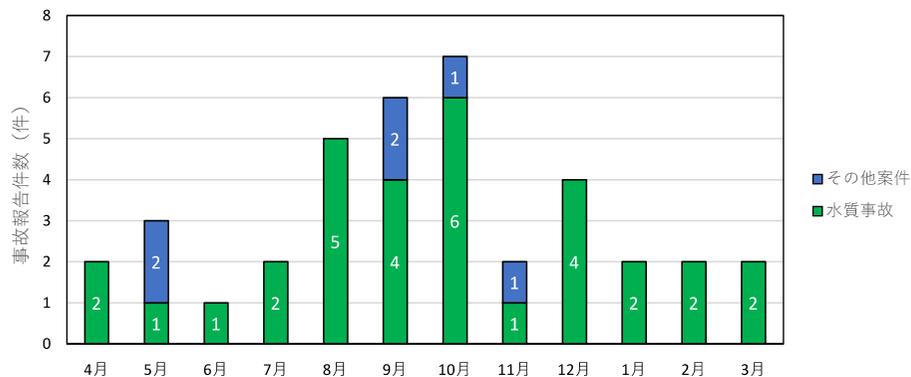


○発生事故要因別事故件数



○令和3年度に国土交通省へ報告のあった維持管理事故件数(水質事故等)

令和3年度の月毎の事故発生件数(水質事故等)



事務連絡  
令和4年5月16日

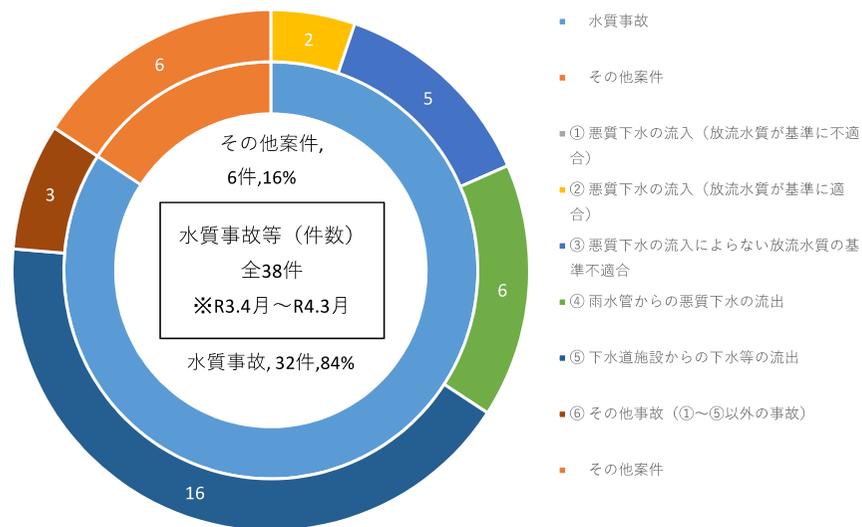
都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)  
市町村下水道担当部長・課長 殿  
(上記、各都道府県経由)  
日本下水道事業団事業課長 殿  
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底(その1)について  
(令和4年5月6日岐阜県羽島市発注の工事に伴う死亡事故)

○発生事故要因別事故件数

32



本年5月6日、岐阜県羽島市発注の開削工法による下水管渠の布設工事において、路盤工で使用したロードローラーを運転していた作業員が、次の工程であるアスファルト舗装作業を着手するにあたり、アスファルト合材を取りに行くため、エンジンをかけたまま運転席から離れました。それを目撃した現場代理人が路上からエンジンを切ろうとしたところ、体が操作レバーに誤って触れたことにより、ロードローラーが前進し、前方でアスファルト舗装される路盤面の清掃作業をしていた作業員がロードローラーにひかれてその下敷きとなり、死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を发出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等 下水道 担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部 下水道事業課  
事業マネジメント推進室 課長補佐

「出水対策について」(通知)のご連絡について

日頃より貴職におかれましては下水道行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。  
令和4年5月16日付けで国土交通省水管理・国土保全局長より、出水に対する河川の管理、下水道施設の管理、安全の確保、出水期間中の工事の施工、災害時の体制の充実・強化等を取りまとめた「出水対策について」(通知)が地方整備局長等、(独)水資源機構理事長、都道府県知事及び政令指定都市市長あてに発出されました。

局長通知を参考までに添付(別紙(都道府県宛て)、別紙(政令市宛て))いたしましたので、貴職におかれましては、本通知の主旨に則り下水道施設の管理等を適切に実施していただくようお願いいたします。

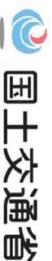
なお、都道府県におかれましては、別紙(都道府県宛て)を管内市区町村(政令指定都市を除く)に周知いただくようお願いいたします。

以上

(連絡先)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室  
課長補佐 阿部 聡  
abe-s85aa@mlit.go.jp  
下水道防災対策係長 工内由香  
kunouchi-y2n4@mlit.go.jp  
電話 03-5253-8431

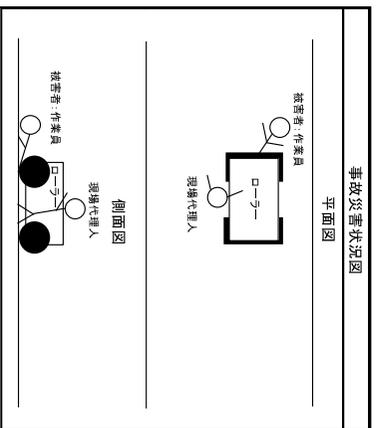
## 下水道工事におけるはさまれ・巻き込まれ事故 (R4.5.6 岐阜県羽島市)



- 発生日 : 令和4年5月6日(金) 午後3時45分頃
- 発生場所 : 岐阜県羽島市正木町須賀本村
- 報道 : あり
- 工事概要 : 下水道管渠布設工事 開削工 L=75.0m
- 事故内容 :

開削工法による下水管渠の布設工事において路盤工で使用したロープローラー(2.5t)を運転していた作業員が、次の工程であるアスファルト舗装作業を着手するにあたり、アスファルト合材を取りに行くためエンジンをかけたままで運転席から離れた。それを目撃した現場代理人が路上からエンジンを切るうとしたところ、ロープローラーが前進し、前方でアスファルト舗装される路盤面の清掃作業をしていた作業員がロープローラーにひかれてその下敷きとなり、救急搬送されたが、死亡が確認された。

### 【状況図】



### 【位置図】



### 【状況写真】



ロープローラーが誤操作により前進し、作業員がひかれた(事故時、作業員はロープローラーに搭乗していません)

事務連絡  
令和4年5月16日

国水防第16号  
令和4年5月16日

地方共同法人 日本下水道事業団  
事業統括部 事業調整課長 殿  
独立行政法人 都市再生機構 都市再生部  
都市基盤調整室 関連公共施設課長 殿

別記3（都道府県） あて

水管理・国土保全局長  
（公印省略）

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部 下水道事業課  
事業マネジメント推進室 課長補佐

出水対策について

「出水対策について」（通知）のご連絡について

日頃より貴職におかれましては下水道事業の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
令和4年5月16日付で国土交通省水管理・国土保全局長より、出水に対する河川の管理、  
下水道施設の管理、安全の確保、出水期間中の工事の施工、災害時の体制の充実・強化等と  
りまとめた「出水対策について」（通知）が地方整備局長等、（独）水資源機構理事長、都道府県知事  
及び政令指定都市市長あてに発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、別紙のとおり政令指定都市市長あての「出水対策について」（通知）を添付しますので、  
事業実施上の参考としていただけますと幸いです。

以上

（連絡先）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室  
課長補佐 阿部 聡  
abe-s85aa@mlit.go.jp  
下水道防災対策係長 工内由香  
kunouchi-y2n4@mlit.go.jp  
電話 03-5253-8431

出水期における災害の防止のための措置については、例年、「出水期における防災対策につ  
いて」（国土交通事務次官通知）を通知し、徹底を図っているところです。また、「施設では防  
ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」  
との社会資本整備審議会の答申を踏まえ、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進して  
きたところです。

近年の気候変動の影響などを踏まえ、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加  
え、流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等あらゆる関係者が協働して取り組む  
「流域治水」が現場レベルで進められているところですが、出水対策の実施にあたっては、  
水防災意識社会の再構築に向け、引き続き、大規模氾濫減災協議会等の場も活用し、多くの  
関係者との事前の備えと連携を強化し、防災・減災に係る取組を積極的に進められるよう配  
慮の上、下記事項に特に留意し、万全を期すようお願いいたします。

また、各取組の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、都道府県  
等が発信する感染症の発生状況等を踏まえ、地域の実情に応じて、必要な取組を実施するよ  
うお願いいたします。

特に、所管施設等の管理や災害対応等の業務に従事する職員及び契約業者の従業員の新型  
コロナウイルス感染防止策としてローテーションによる交代勤務の実施など万全を期すとと  
もに、下記事項のうち、関係機関が参画する会議や訓練等の実施にあたっては、新型コロナ  
ウイルス感染拡大防止や参加者の安全確保を最優先に考え、必要があれば、延期や中止につ  
いて検討をお願いいたします。

なお、出水期前でも豪雨により災害が発生していることから、出水期前から洪水等の発生  
を想定するなど、十分な対応に取り組まれるよう、お願いします。

併せて、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）等関係機関に対して、この趣旨の周知方お  
願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的  
な助言として発出するものであることを申し添えます。

## 1. 所管施設等の管理について

## (1) 河川・海岸の管理

ア. 出水期前においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①河川や海岸について、巡視、点検を厳重に行い、流木、土砂等の堆積、樹木の繁茂、河岸・海岸侵食、工作物の周辺の局所洗掘等を確認した場合には、速やかに、適切な措置を行うこと。

特に、最近の被災箇所については、より厳重に警戒することはもとより、所要の対策を講じ、再度災害の発生の防止に努めること。

②河川又は海岸に設置されている堤防や堰、水門、樋門、閘門、陸閘等の工作物については、以下の項目について、巡視、点検を厳重に行い、損傷している箇所等を発見した場合には、速やかに補修等の適切な措置を行うこと。さらに増水時、高潮時及び平常時等における操作人員の配置計画、連絡体制及び操作規則等の確認を行い、現地において操作員等と操作手順について再確認すること。また、浸水被害の恐れのある排水機場については、土嚢や止水板の設置等、事前の浸水対策を行うこと。

## 1) 堤防について

- ・堤防本体、護岸の損傷状況
- ・重要水防箇所の状況

## 2) 堰、水門、樋門、閘門、陸閘等について

- ・施設本体、取付護岸、高水敷保護工の損傷状況
- ・ゲート、警報装置の作動状況
- ・下流側の河床洗掘の状況
- ・施設周辺の堤防の空洞化の状況
- ・角落としの保管状況

## 3) 排水ポンプ場等について

- ・施設本体、取付護岸、吸水槽、吐出水槽、除塵機等の損傷状況
- ・ポンプの作動状況
- ・発電設備等の燃料の確保状況

③許可工作物については、その施設管理者が点検を行い、補修等が必要な箇所については、速やかに適切な措置を行わせること。操作を伴う施設については操作規則等を確認し、万一施設被害が発生した場合に備え、河川管理者（水利使用に関する許可工作物で許可権者と河川管理者が異なる場合には、その双方）又は海岸管理者（直轄工事施工区域については関係地方整備局長等）への情報連絡のための連絡体制の確立を図ること。

④貯木、係船等河川及び海岸の占用物件で出水時に被害の発生原因となる恐れのあるものについては、関係者に対し、その撤去、係留及び固定等の措置を講ずるようあらかじめ十分指導すること。

⑤災害時における正確かつ迅速な情報提供による被害軽減のため、都道府県が管理する水位観測所や雨量観測所等について、点検を出水期前に確実に実施すること。また、危機管理型水位計、CCTV、簡易型カメラについても動作状況等の確認を行うこと。

加えて、水位観測施設が被災した場合を想定し、CCTV映像や水位標などを活用して水位を把握できるように努めること。

イ. 増水、高潮時においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①操作を伴う施設については、操作員等との夜間、休日、さらには不測の事態も想定した連絡体制を再確認し、適切な操作員等の配置とし、操作規則等に基づいた適切な操作を行わせること。なお、操作員等に対して、本操作前の動作確認の実施を徹底すること。また、操作に必要な情報を得るため、水文・水理観測及び気象情報の収集を的確に行い、操作に関しては、記録を確実に残すこと。

②排水ポンプ場については、事前に作動確認を行うとともに、不具合が確認された場合に排水ポンプ車を配置する等、代替手段を確保すること。また、施設のメンテナンスに関わる業者との連絡体制を再確認し、緊急の修理時等にも対応できるよう準備すること。

なお、排水ポンプの操作については、運転時の運転状況の監視を行うとともに、操作規則等に基づき、適切に運転調整等の必要な措置を講ずること。

③増水、高潮時においては、あらかじめ重要度に応じて定められた巡視及び必要に応じて実施する巡視、巡視の際の確認項目等に基づき、変状や浸水状況等の確認に努めること。また、水防団等と連携し危険箇所の水位の状況や浸透等の重点的な監視に努めること。

④巡視等により変状が確認された場合は、被害の拡大を防止するため、速やかに応急対策を実施すること。

⑤水文・水理観測については、観測員や保守点検業者等との夜間、休日、さらには不測の事態も想定した連絡体制を再確認し、適切な観測員等を配置するとともに、安全確保に努めること。

ウ. 増水、高潮後においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①増水、高潮後においては、過年度の出水も踏まえ、速やかに河川管理施設及び海岸保全施設の被災状況等を十分に把握し、被災箇所の復旧を急ぐとともに、2次災害の発生などが予想される場合は、その旨の周知を図る等適切な措置を講ずること。また、許可工作物については、ア. ③の連絡体制により情報を収集し、適切な措置を講じさせること。

②被災した場合は、被災箇所の状況（増水、高潮等の時間的な経過、堤内地の湛水の状況、氾濫の状況等）並びに実施した措置の状況を時系列に記録すること。

また、氾濫の状況等については、速やかに情報を収集する体制の強化を図るとともに、防災ヘリや人工衛星などの映像を活用することとし、把握した情報については、被害軽減のための応急活動や避難活動等の対応に活用すること。

③治水施設の効果については、速やかに公表すること。

## (2) ダムの管理

ア. 出水期前においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①ダム点検整備基準に基づいて、日常管理における巡視・点検を計画的かつ確実にを行うとともに、その結果を踏まえて、維持・修繕等の必要な措置を講じること。また、施設のメンテナンスに関わる業者との連絡体制を再確認し、緊急の修理時等にも対応できるよう準備すること。

②ダムの機能、操作方法、放流警報及びダム下流部における浸水想定図について、関係する地方公共団体、関係機関、住民等への説明や周知の徹底に努めること。

③ダムからの放流等に関する情報伝達について、情報伝達システムを確立するとともに、情報伝達先である地方公共団体、関係機関と、伝達手段や内容等について事前に確認を十分行うこと。なお、通知等の情報が確実に伝達されるよう、地方公共団体・関係機関と以下について再確認すること。

- ・夜間、休日における情報伝達及び着信確認の方法
- ・通常の方法では伝達できない不測の事態を想定した情報伝達及び着信確認の方法

④ダムからの放流量と下流河川の水位上昇量との関係について、十分把握すること。

⑤常用電源の停電時においてもダムの機能が維持できるよう予備発電設備の点検及び整備を行うとともに、必要な量の燃料を確保すること。

⑥以下について必要な検討を行った上で、適切な措置を講ずること。

- ・浸水被害の原因となり得る貯水池上流端部等の堆砂
- ・ダム貯水池周辺における地すべり
- ・ダム貯水池内の流木

⑦洪水調節機能協議会等において事前放流の実施手順を確認するなど、事前放流の実施体制を整えること。

イ. 洪水時においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、治水協定や、各ダムの事前放流実施要領等に従い情報提供・共有やダム操作等を実施すること。

②職員の適切な配置に努めるとともに、ダム管理業務と河川管理業務に従事する職員間の連携を十分に図り、被災が想定される場合等における情報の収集及び伝達、迅速かつ確かな操作等に努めること。

③ダムの操作に必要な水文・水理観測及び気象情報の収集を的確に行うこと。

④ダムからの放流については、操作規則等に基づき適切に操作を行うこと。

⑤予備放流・事前放流・特別防災操作を実施するダムについては、適時・適切に放流又は貯留を行い、必要な洪水調節容量を確保又は確認するとともに、操作規則等に基づき適切にダムを操作すること。

⑥洪水調節操作の状況等について、「「ダム等に係る災害情報連絡の運用について」の一部改正について」（令和3年3月31日付国水流第39号、河川環境課長通知）に基

づき、確実に情報伝達すること。

また、計画規模を超える放流に関しては、「計画規模を超える放流に関する通知の強化に係る運用について」（平成31年4月22日付河川環境課流水管理室企画専門官・課長補佐事務連絡）に基づき適切に対応すること。

⑦巡視、放流警報、ダム操作に関する情報連絡等については、記録を確実に残すこと。

⑧ダムの流入量、放流量、貯水量、貯水率、流域平均雨量の速報値及びダム放流通知については、リアルタイムで公表するとともに、ダムの洪水調節による下流河川水位の低減量についても、できる限りリアルタイムで公表するよう努めること。

⑨「異常洪水時防災操作」及び「非常用洪水吐きからの越流」については、「ダム放流による通知、情報提供の具体的措置（案）（令和3年5月10日付河川環境課流水管理室企画専門官・課長補佐事務連絡）」に基づき、ダム操作の状態に関する表現として引き続き使用し、緊急時に呼びかけるときには「緊急放流」を用いること。ダムからの放流等に関する通知に加え、緊急時には首長へのホットライン等による情報伝達を適時・適切に行うこと。緊急時とは、異常洪水時防災操作等に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供、関係自治体へのホットライン、記者発表・記者会見などの場面を想定している。

ウ. 洪水後においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①ダムによる洪水調節の効果については、速やかに公表すること。なお、公表にあたっては、ダムに関する情報の正しい理解と普及を図るため、「ダム操作に関する用語等の見直しについて（改訂）」（平成23年4月1日付国河流第4号、流水管理室長通知）に留意すること。

②洪水調節後は、次の洪水に備え適時・適切に放流を行い、必要な洪水調節容量を確保すること。

エ. 河川法第44条第1項のダムについても、河川法の本旨に基づき管理の適正を期するため、上記アからウに掲げる事項に留意するよう指導を行うようお願いします。

## (3) 砂防の管理

ア. 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等の巡視を厳重に行い、危険が予想される箇所、特に、最近の災害に係る被災箇所については市町村等に情報提供等を行うとともに所要の対策を講じ、災害の発生の防止に努めるようお願いいたします。なお、急傾斜地崩壊危険区域等の巡視・点検に関しては、「近年のがけ崩れ事例をふまえた急傾斜地崩壊危険区域等の点検時の留意事項について」（令和2年3月30日付砂防部砂防計画課砂防計画調整官、砂防計画課地震・火山砂防室長、保全課土砂災害対策室長事務連絡）に留意するようお願いいたします。

イ. 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等について点検を行い、損傷している箇所、漏水の恐れのある箇所、流木、土砂等の堆積している箇所等危険が予想される箇所について、修繕等適切な措置を講ずるようお願いいたします。

ウ. 出水等の後においては、速やかに砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等の被災状況等を十分に把握し、被災箇所の復旧を急ぐとともに、2次災害の発

生など危険が予想される場合においては、その旨の周知を図る等適切な措置を講ずるようお願いします。なお、出水等の後の対応に関しては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた砂防関係の連絡体制確保について」（令和3年4月26日付砂防部保全課土砂災害対策室長事務連絡）に基づき体制の確保等に留意するようお願いいたします。

エ. 土砂災害発生時の砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設等の整備効果について速やかに公表するとともに、常日頃から土砂災害対策への理解促進のため、情報発信に努めるようお願いいたします。

#### (4) 下水道施設の管理

ア. 出水期前においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①雨水を排除するための下水道施設（管きよ、ます、マンホール、樋門・樋管、伏越し、雨水調整池及びポンプ場・処理場）については、施設の損傷の有無の確認に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を行うこと。特に、令和3年の下水道法改正により、フラップゲートのように操作を伴わない樋門等であっても、腐食や破損等により開閉できない事象が発生するおそれがあることから、樋門等については操作の必要性の有無にかかわらず点検を1年に1回以上行うこととされており、樋門等のゲートの開閉に不具合がないか点検を行うとともに、樋門等の機能に支障が予想される場合には、速やかに修繕等の適切な措置を行うこと。さらに、自家発電設備が適切に作動するよう、関係施設の保守、点検や修繕等について十分に留意すること。

また、近年の災害による応急対策箇所については、その対策が十分であるか再度点検を行うとともに、通常時と異なる状況を踏まえた出水時の体制を確保するなど万全な対応を図ること。

なお、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、施設管理者と連携の上、適切に対応すること。

##### 1) 管きよについて

- ・土砂等の堆積状況

##### 2) ますについて

- ・落葉、ごみ等の付着状況
- ・土砂等の堆積状況

##### 3) マンホールについて

- ・蓋と枠の連結部（蝶番等）の劣化状況

##### 4) 樋門・樋管について

- ・ゲートの開閉に係る不具合状況

##### 5) 伏越しについて

- ・土砂等の堆積状況

##### 6) 雨水調整池について

- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況

- ・機能に影響を与える土砂等の堆積状況

- ・安全柵等の損傷状況

##### 7) ポンプ場・処理場について

- ・ポンプ及び自家発電設備の作動状況
- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・燃料備蓄の状況

②低地に設置されている処理場、ポンプ場、マンホールポンプ（制御盤）については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検すること。また、災害時において、下水道施設が浸水するおそれが高まったときには、止水板や大型土嚢などにより迅速に浸水防止の措置を講ずること。なお、ハード・ソフトによる施設浸水対策の実施については、「下水道の施設浸水対策の推進について」（令和2年5月21日付国水 downstream 第13号、下水道部下水道事業課長通知）により策定された耐水化計画に基づき順次耐水化を進めること。

③施設の浸水時や広域・長期停電時における燃料供給体制（自家発電設備などを含む）について、発災後72時間の業務継続が可能となるよう努めるとともに、速やかな応急復旧対応を図るための資機材の配備など必要な措置を講ずること。

④短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講ずること。また、下水道施設の樋門等のうち、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等については、「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について」（令和3年7月15日付国水 downstream 第4号、下水道部流域管理官通知）及び「出水時における下水道施設の樋門等操作の基本的な考え方について」（令和2年5月26日付国水 downstream 第5号、下水道部流域管理官通知）を参考に適切な措置を講じ、操作規則を定めていない施設については、速やかに操作規則を作成すること。

⑤下水道施設に被害が発生した際、迅速な被害状況の把握や、復旧方法の検討に活用できるよう、設計図書 of 適切な保管を徹底すること。

⑥発災後の調査、応急復旧等にあたり、被災した地方公共団体の体制だけでは困難な場合があることから、他の地方公共団体連携した支援・受援体制の構築や、民間企業等との協定締結など、適切な対応を図ること。

⑦内水ハザードマップ未作成の市区町村については、重点的に内水ハザードマップの作成を進めること。また、既に作成済みの市区町村においても、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すこと。

⑧大規模な水災害が発生する場合も想定し、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿ったタイムライン（時系列の防災行動計画）等を事前に準備するなど、関係機関等との連携の強化を図ること。

イ. 豪雨時においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員や契約業者の従業員等の配置体制（特に、夜間・休日の配置体制）を確認するとともに、複数の気象情報提供